



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年3月25日金曜日 第1644号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則..... 327

### 告 示

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更..... 328

字の区域の変更（西予市）..... 328

一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一部事務組合の規約の変更の許可..... 328

一部事務組合の規約の変更の許可..... 328

一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一部事務組合の規約の変更の許可..... 328

一部事務組合の規約の変更の許可..... 329

指定居宅支援事業者の指定（3件）..... 329

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... 329

市営土地改良事業の施行の同意..... 330

市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧..... 330

土地改良区営土地改良事業の換地処分..... 330

農業協同組合営土地改良事業の換地処分..... 330

市営土地改良事業の換地処分（2件）..... 330

町営土地改良事業の換地処分..... 330

土地改良区の交換分合計画の認可..... 331

家畜商の免許..... 331

家畜人工授精師の免許証の交付..... 331

監視伝染病発生予防検査の実施..... 331

監視伝染病の発生予防のための注射の実施..... 332

保安林の指定..... 332

漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... 332

土地収用法に基づく事業の認定..... 333

道路の供用開始（県道孫兵衛作壬生川線）..... 334

道路の区域変更（県道川之江大豊線）..... 334

道路の区域変更（県道大島環状線）..... 334

道路の供用開始（"）..... 334

道路の区域変更（県道大島環状線）..... 334

道路の供用開始（"）..... 335

道路の区域変更（県道今治波方港線外）..... 335

道路の供用開始（"）..... 335

道路の区域変更（県道伯方島環状線）..... 336

道路の供用開始（"）..... 336

道路の区域変更（一般国道440号）..... 336

道路の供用開始（"）..... 337

道路の区域変更（県道美川川内線）..... 337

道路の区域変更（県道上尾峠久万線）..... 337

道路の供用開始（"）..... 337

道路の区域変更（県道上久万中山線）..... 338

道路の供用開始（"）..... 338

道路の区域変更（一般国道379号）..... 338

道路の供用開始（"）..... 338

道路の区域変更（県道広田双海線）..... 339

道路の供用開始（"）..... 339

道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）..... 339

道路の供用開始（"）..... 339

道路の区域変更（一般国道378号）..... 340

道路の供用開始（"）..... 340

道路の区域変更（県道野佐来八幡浜線）..... 340

道路の供用開始（"）..... 340

道路の区域変更（県道舌間八幡浜線）..... 341

道路の区域変更（県道舌間八幡浜線）..... 341

道路の供用開始（"）..... 341

道路の区域変更（一般国道378号）..... 341

道路の区域変更（県道宇和明浜線）..... 341

道路の供用開始（"）..... 342

道路の区域変更（一般国道197号）..... 342

道路の供用開始（"）..... 342

道路の区域変更（県道八幡浜保内線）..... 343

道路の供用開始（"）..... 343

道路の区域変更（県道宿毛津島線外）..... 343

道路の供用開始（"）..... 343

道路の区域変更（県道喜路能登線）..... 344

道路の供用開始（"）..... 344

道路の区域変更（県道九島環状線）..... 344

道路の供用開始（"）..... 344

道路の区域変更（県道舟間伊予吉田停車場線）..... 345

道路の供用開始（"）..... 345

道路の区域変更（県道宇和島城辺線）..... 345

道路の供用開始（"）..... 345

道路の供用開始（県道宇和島城辺線）..... 346

### 教育委員会規則

愛媛県武道館管理規則の一部を改正する規則..... 346

### 選挙管理委員会告示

参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（2件）..... 346

愛媛県報の購読申込み受付について..... 349

## 規 則

### ○愛媛県規則第13号

愛媛県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

### 愛媛県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則

（愛媛県立自然公園条例施行規則の一部改正）

**第1条** 愛媛県立自然公園条例施行規則（昭和34年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第16条の3第1項第2号イ中「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

第17条第9号中「第72条第1項」を「第115条第1項」

に改め、同条第28号の11中「第69条第1項」を「第109条第1項」に改める。

第17条の3第15号中「第69条第1項」を「第109条第1項」に改める。

第19条第10号中「第57条第1項」を「第92条第1項」に改める。

(愛媛県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

**第2条** 愛媛県自然環境保全条例施行規則(昭和49年愛媛県規則第46号)の一部を次のように改正する。

第15条第1号ウホ中「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改め、同条第4号工中「第57条第1項」を「第92条第1項」に改める。

第18条第9号カ中「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

(愛媛県自然海浜保全条例施行規則の一部改正)

**第3条** 愛媛県自然海浜保全条例施行規則(昭和55年愛媛県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第8条第5号中「第72条第1項」を「第115条第1項」に改める。

**附 則**

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**告 示**

**○愛媛県告示第624号**

全国自治宝くじ事務協議会に静岡市を加え、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更した。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

第3条第2号中「さいたま市」の次に「、静岡市」を加える。

**附 則**

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

**○愛媛県告示第625号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、西予市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、土地改良法(昭和24年法律第195号)の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する区域		摘 要
	字 名	地 番	
宇和町久保	宇和町信里	1027の1	

**○愛媛県告示第626号**

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり中予広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 減少等の内容

(1) 減少内容

中予広域水道企業団(以下「企業団」という。)を組織する地方公共団体のうち、伊予市及び双海町が中山町と合併し伊予市となることに伴い、平成17年4月1日から企業団を伊予市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、企業団を組織する地方公共団体の数を減少させる。

(2) 変更事項

企業団を組織する地方公共団体から双海町を削るとともに、企業団の議会の議員の定数を減少させる。

2 減少等の年月日

平成17年4月1日

3 減少等の許可年月日

平成17年3月15日

**○愛媛県告示第627号**

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり松山養護老人ホーム事務組合の規約の変更を許可した。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

組合を組織する地方公共団体のうち、伊予市が中山町及び双海町と合併し伊予市となることに伴い、平成17年4月1日から組合を伊予市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、所要の変更を行う。

2 規約変更年月日

平成17年4月1日

3 規約変更許可年月日

平成17年3月17日

**○愛媛県告示第628号**

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり松山広域福祉施設事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 減少等の内容

(1) 減少内容

組合を組織する地方公共団体のうち、伊予市、中山町及び双海町が合併し伊予市となることに伴い、平成17年

4月1日から組合を伊予市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。

(2) 変更事項

組合を組織する地方公共団体から中山町及び双海町を削るとともに、組合の議会の議員の定数を減少させるなどの変更を行う。

2 減少等の年月日

平成17年4月1日

3 減少等の許可年月日

平成17年3月17日

○愛媛県告示第 629 号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地

方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり伊予市外二町共有物組合の規約の変更を許可した。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

組合を組織する地方公共団体のうち、伊予市が中山町及び双海町と合併し伊予市となることに伴い、平成17年4月1日から組合を伊予市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合の区域の規定方法等について所要の変更を行う。

2 規約変更年月日

平成17年4月1日

3 規約変更許可年月日

平成17年3月17日

○愛媛県告示第 630 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300176118	有限会社シンシア	四国中央市金生町山田井4番地1	星川純一	児童居宅介護	居宅介護事業所シンシア	四国中央市金生町山田井4番地1	平成17年 3月15日

○愛媛県告示第 631 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100188115	有限会社シンシア	四国中央市金生町山田井4番地1	星川純一	身体障害者居宅介護	居宅介護事業所シンシア	四国中央市金生町山田井4番地1	平成17年 3月15日

○愛媛県告示第 632 号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200215115	有限会社シンシア	四国中央市金生町山田井4番地1	星川純一	知的障害者居宅介護	居宅介護事業所シンシア	四国中央市金生町山田井4番地1	平成17年 3月15日

○愛媛県告示第 633 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成17年3月25日

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
南松山ショッピングプラザ	松山市朝生田町五丁目 1 - 25	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ダイエー 代表取締役 高木邦夫	株式会社ダイエー 代表取締役 蓮見敏男	平成16年 10月22日	平成17年 3月10日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 634 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、東温市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・笠張地区）の施行に平成17年 3月11日同意した。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 637 号

平成17年 3月17日東予園芸農業協同組合営遊休農地解消総合対策事業高松下地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 635 号

東温市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・樋口地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 638 号

平成17年 3月17日今治市営基盤整備促進事業法界寺地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・樋口地区）計画書の写し

(2) 東温市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成17年 3月28日から 4月22日まで

3 縦覧場所

東温市役所

○愛媛県告示第 639 号

平成17年 3月17日松山市営基盤整備促進事業奥久谷地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 636 号

平成17年 3月17日西予市宇和町土地改良区営基盤整備促進事業久保地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第54条第 4 項の規定により公告する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 640 号

平成17年 3月17日久万高原町営里地棚田保全整備事業沢渡地区（B工区）の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 において準用する同法第54条第 4 項の規定により公告する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 641 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第99条第 1 項の規定により、西予市宇和町土地改良区が定めた山田地区の交換分

合計画を平成17年3月17日認可した。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 642 号

家畜商法（昭和24年法律第 208 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のように家畜商の免許を与えた。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録番号	登録年月日	現 住 所	氏名(又は名称)	生年月日(又は設立年月日)
第1703号	平成17年3月25日	松山市古川南三丁目1368番地	株式会社エムアールシー乗馬クラブ	昭和52年12月3日

○愛媛県告示第 643 号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209 号）第18条及び第32条の規定により、家畜人工授精師の免許証を次のとおり交付した。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

免 許 番 号	免 許 日	家 畜 の 種 類	免 許 格	本 籍 地	現 住 所	氏 生 年 月 日
第1786号	平成17年3月25日	牛	家畜体内受精卵移植の業務	愛 媛 県	西予市野村町阿下 5 号937番地 2	金 藤 牧 子 昭和53年12月29日

○愛媛県告示第 644 号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、ブルセラ病及び結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の検査を次のとおり実施する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 実施の目的

ブルセラ病及び結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の発生の状況及び動向を把握し、その発生を予防するため

2 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲並びに実施する区域

(1) 牛のブルセラ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	西予市野村町、西予市城川町
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
3 その他知事の指定する牛	

(2) 牛の結核病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	大洲市、八幡浜市、西予市宇和町、喜多郡
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
3 その他知事の指定する牛	

(3) 牛のヨーネ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	西条市、今治市、松山市
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
3 その他知事の指定する牛	

(4) 牛の伝達性海綿状脳症

実施の対象となる牛の死体の範囲	実施する区域
月齢又は推定月齢が満24ヶ月齢以上で死亡した牛の死体のうち、牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項に基づく届出の対象となるもの。ただし、同法同条第2項ただし書きに該当するものを除く。	県下一円

(5) 馬伝染性貧血

実施の対象となる馬の範囲	実施する区域
1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬 2 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬 3 その他の知事の指定する馬	県下一円

(6) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）

実施の対象となる鶏の範囲	実施する区域
人工ふ化の用に供し、又は供する目的で飼育している鶏	県下一円

(7) 知事の指定するその他の疾病

実施の対象となる家畜又はその死体の範囲	実施する区域
知事の指定する家畜	県下一円

3 実施の期日

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

- (1) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血  
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）に定める方法で行う。
- (2) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）  
急速凝集反応法
- (3) 知事の指定するその他の疾病  
知事の指定する方法

○愛媛県告示第645号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、流行性脳炎の発生予防のための注射を次のとおり実施する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 実施の対象となる豚の範囲及び実施する区域

実施の対象となる豚の範囲	実施する区域
1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚	県下一円

2 実施の期日

平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

3 注射の方法

ワクチン接種法

○愛媛県告示第646号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 保安林の所在場所

西条市黒瀬字長尾乙100の1、乙101の1、乙101の3、字落し乙149、乙154、乙155の2、字龍嶽乙156、字市木乙726の1から乙726の3まで、字西東宮乙805、乙806の1、乙807から乙809まで、乙812の2、早川字中屋西床東2254の1、字中屋場床ノ東2254の3、字店邸2256の1、字ヲウ子2446の4、字上中家ノ東2451の1、字中安場2456の3、大保木字土居四号1、字榎原辛67、中奥字コウソヲ乙154、字イノ内乙156の2、乙162、乙177、中野字向坂丙42、字星ヶ谷丙43の2から丙43の4まで、字吉ヶ谷丙108の1、丙108の2、字杖谷丙115、字大平ラ丙119、丙120の1、丙121の1、津越字谷ノ西7203の4、保野字所後谷7222の2、7223、字所後7224の1、7225の1、字仏ヤ峠7226の1、字仏ヤ尾7227の1、7228、字犬ノ墓7229の1、7229の2、字向ヒ7655の16、7655の17、字廿五畑7659の37、7659の38、7659の42、7659の43、7659の52から7659の58まで、7659の60から7659の69まで、7659の76、7659の77、7659の79から7659の86まで、字ヲソ谷7662の3、西之川字老野丁197の1、丁197の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第647号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条

第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船及び網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成17年3月25日から4月7日まで

#### ○愛媛県告示第648号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 1 起業者の名称

松野町

#### 2 事業の種類

目黒多目的広場整備事業

#### 3 起業地

##### (1) 収用の部分

愛媛県北宇和郡松野町大字目黒地内

##### (2) 使用の部分

なし

#### 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

##### (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、愛媛県北宇和郡松野町大字目黒地内を起業地とする「目黒多目的広場整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、松野町が設置する多目的広場に関する事業であることから、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

##### (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、松野町議会において松野町一般会計予算の議決を受け施行するものであることから、松野町は本件事業を施行する権能を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

##### (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

##### ア 事業の施行により得られる公共の利益

本件事業は、ゲートボールを通じた余暇活動や、健康増進及び防災活動、コミュニティの活性化を目的に利用できる多目的広場を整備するものであり、「目黒基幹集落センター」と一体的に利用できる屋外スペースを整備することにより、高齢者の充実したゲートボール活動や防災活動の場を提供し、また、各種イベン

ト・事業等の規模拡大を図ろうとするものである。本件事業の施行により、地域間・世代間交流の促進、地域連帯感の向上に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存在するものと認められる。

##### イ 事業の施行により失われる利益

本件事業により失われる利益として周辺環境への影響が考えられるが、本件事業が環境影響評価法（平成9年法律第81号）等による環境影響評価の対象事業となっていないことから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

##### ウ 代替案の検討

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件及び経済的条件による3案の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

##### エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の事業計画は他の代替案と比較して最も合理的であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

##### (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

##### ア 事業を早期に施行する必要性

ゲートボール場としての機能を有した多目的広場を整備することは、地域住民から強く要望されており、地域住民の健康増進と福祉の向上、生きがいづくりに対して大きな効果があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

##### (5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

#### 5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所 松野町役場

## ○愛媛県告示第 649 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	孫兵衛作壬生川線	西条市実報寺甲248番から 同市実報寺甲172番 1 まで	平成17年 3月25日

## ○愛媛県告示第 650 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、西条地方局四国中央土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	川之江大豊線	四国中央市金田町半田字西ノ内318番 5 から 同町半田字梨ノ木乙439番 3 まで	旧	メートル 5.5~71.0	キロメートル 0.643	
			新	10.5~75.0	0.643	

## ○愛媛県告示第 651 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大島環状線	今治市宮窪町余所国981番 2 から 同町余所国589番 5 まで	旧	メートル 5.9~9.0	キロメートル 0.184	
			新	6.2~14.0	0.184	

## ○愛媛県告示第 652 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大島環状線	今治市宮窪町余所国981番 2 から 同町余所国589番 5 まで	平成17年 3月25日

## ○愛媛県告示第 653 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行



道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大島環状線	今治市吉海町福田2番3地先から 同町福田2番2地先まで	旧	メートル 10.2～13.2	キロメートル 0.019	
			新	13.2～23.2	0.019	
"	"	今治市吉海町泊904番から 同町泊903番2地先まで	旧	4.6～4.8	0.011	
			新	7.3～8.6	0.011	

## ○愛媛県告示第654号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大島環状線	今治市吉海町福田2番3地先から 同町福田2番2地先まで	平成17年3月25日
"	"	今治市吉海町泊904番から 同町泊903番2地先まで	"

## ○愛媛県告示第655号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	今治波方港線	今治市杣田字土井崎甲10番1から 同字甲6番1まで	旧	メートル 6.0～9.0	キロメートル 0.133	
			新	10.4～15.4	0.133	
"	波方環状線	今治市波方町波方字岡北甲147番1地先から 同字甲223番1地先まで	旧	9.0～10.0	0.031	
			新	11.1～11.5	0.031	
"	"	今治市波方町波方字岡北甲227番1地先から 同字甲248番5地先まで	旧	9.0～12.0	0.045	
			新	11.9～12.0	0.045	
"	大三島環状線	今治市大三島町肥海1087番2から 同町肥海1089番2まで	旧	10.8～12.2	0.031	
			新	16.2～51.2	0.031	
"	"	今治市大三島町肥海1567番2から 同町肥海2386番1まで	旧	7.0～29.2	0.480	
			新	14.6～51.4	0.480	

## ○愛媛県告示第656号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

## 愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	今治波方港線	今治市杣田字土井崎甲10番1から 同字甲6番1まで	平成17年3月25日
"	波方環状線	今治市波方町波方字岡北甲147番1地先から 同字甲223番1地先まで	"
"	"	今治市波方町波方字岡北甲227番1地先から 同字甲248番5地先まで	"
"	大三島環状線	今治市大三島町肥海1087番2から 同町肥海1089番2まで	"
"	"	今治市大三島町肥海1567番2から 同町肥海2386番1まで	"

## ○愛媛県告示第657号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	伯方島環状線	今治市伯方町木浦字池田甲1213番3	旧	メートル 7.6～13.0	キロメートル 0.046	
			新	10.4～13.0	0.046	
"	"	今治市伯方町木浦字扇畑甲3136番3から 同町木浦字尾浦甲2744番3まで	旧	4.8～12.2	0.159	
			新	12.0～19.2	0.159	

## ○愛媛県告示第658号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	伯方島環状線	今治市伯方町木浦字池田甲1213番3	平成17年3月25日
"	"	今治市伯方町木浦字扇畑甲3136番3から 同町木浦字尾浦甲2744番3まで	"

## ○愛媛県告示第659号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	440号	上浮穴郡久万高原町柳井川字永野4592番地先から 同字4495番3まで	旧	メートル 19.0~43.5	キロメートル 0.084	
			新	30.0~43.5	0.084	

## ○愛媛県告示第660号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	440号	上浮穴郡久万高原町柳井川字永野4592番地先から 同字4495番3まで	平成17年3月25日

## ○愛媛県告示第661号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町東川6988番3	旧	メートル 5.8~17.6	キロメートル 0.083	
			新	6.0~38.0	0.083	

## ○愛媛県告示第662号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	上尾峠久万線	上浮穴郡久万高原町二名甲1475番1地先から 同町二名甲1195番まで	旧	メートル 3.6~25.0	キロメートル 0.558	
			新	3.6~25.0 7.8~39.0	0.558 0.552	

## ○愛媛県告示第663号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上尾峠久万線	上浮穴郡久万高原町二名甲1475番1地先から 同町二名甲1195番まで	平成17年3月29日

## ○愛媛県告示第664号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久万中山線	喜多郡内子町白杵1411番10	旧	メートル 5.4～5.6	キロメートル 0.016	
			新	8.4～9.0	0.016	
"	"	喜多郡内子町上田渡851番3	旧	5.8～6.2	0.009	
			新	9.8～11.2	0.009	

## ○愛媛県告示第665号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	喜多郡内子町白杵1411番10	平成17年3月25日
"	"	喜多郡内子町上田渡851番3	"

## ○愛媛県告示第666号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	379号	伊予郡砥部町万年439番1から 同町万年438番1まで	旧	メートル 7.0～12.0	キロメートル 0.023	
			新	8.0～14.0	0.023	
"	"	伊予郡砥部町川登3329番1から 同町川登3300番1まで	旧	13.0～22.0	0.030	
			新	17.0～35.0	0.030	

## ○愛媛県告示第667号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	379号	伊予郡砥部町万年439番 1 から 同町万年438番 1 まで	平成17年 3月25日
"	"	伊予郡砥部町川登3329番 1 から 同町川登3300番 1 まで	"

## ○愛媛県告示第 668 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	広田双海線	伊予郡双海町大字上灘字船屋久保戊327番23から 同字戊300番13まで	旧	メートル 5.5～22.6	キロメートル 0.223	
			新	13.0～71.0	0.140	

## ○愛媛県告示第 669 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広田双海線	伊予郡双海町大字上灘字船屋久保戊327番23から 同字戊300番13まで	平成17年 3月25日

## ○愛媛県告示第 670 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町小島字一ツ松甲1506番 3 から 同町小島字赤ハヤ甲1663番 1 地先まで	旧	メートル 4.2～13.3	キロメートル 0.148	
			新	7.2～23.3	0.148	

## ○愛媛県告示第 671 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町小島字一ツ松甲1506番3から 同町小島字赤八ヤ甲1663番1地先まで	平成17年3月25日

## ○愛媛県告示第672号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	八幡浜市真網代戊185番5から 同市真網代戊189番7まで	旧	メートル 8.0～16.0	キロメートル 0.117	
			新	13.5～37.8	0.117	

## ○愛媛県告示第673号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	八幡浜市真網代戊185番5から 同市真網代戊189番7まで	平成17年3月25日

## ○愛媛県告示第674号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野佐来八幡浜線	八幡浜市川之内2番耕地427番4から 同市川之内2番耕地434番3まで	旧	メートル 5.0～12.0	キロメートル 0.074	
			新	5.0～35.0	0.074	

## ○愛媛県告示第675号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野佐来八幡浜線	八幡浜市川之内2番耕地427番4から 同市川之内2番耕地434番3まで	平成17年3月25日

## ○愛媛県告示第 676 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	舌間八幡浜線	八幡浜市大字舌間 2 番耕地1119番 1 から 同大字 2 番耕地1123番 3 まで	旧	メートル 8.0~11.0	キロメートル 0.013	
			新	8.0~38.0	0.013	

## ○愛媛県告示第 677 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	舌間八幡浜線	八幡浜市栗野浦乙23番 6	旧	メートル 6.5~7.5	キロメートル 0.060	
			新	7.5~30.0	0.060	

## ○愛媛県告示第 678 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	舌間八幡浜線	八幡浜市栗野浦乙23番 6	平成17年 3月25日

## ○愛媛県告示第 679 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	八幡浜市真網代戊193番 1 地先から 同市真網代戊197番 1 地先まで	旧	メートル 5.2~17.0	キロメートル 0.092	
			新	9.5~26.6	0.091	

## ○愛媛県告示第 680 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和明浜線	西予市宇和町稲生38番7から 同町伊賀上1507番3まで	旧	メートル 11.0~67.6	キロメートル 0.496	
			新	11.0~66.0	0.496	
"	"	西予市宇和町伊賀上1482番3	旧	17.2~19.0	0.013	
			新	16.0~16.0	0.013	
"	"	西予市宇和町伊賀上69番4	旧	17.2~19.0	0.015	
			新	20.2~25.8	0.015	

## ○愛媛県告示第 681 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和明浜線	西予市宇和町稲生38番7から 同町伊賀上1250番2まで	平成17年 3月29日 15:00

## ○愛媛県告示第 682 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	西宇和郡保内町宮内10番耕地28番4	旧	メートル 38.5~39.0	キロメートル 0.005	
			新	39.0~40.0	0.005	
"	"	西宇和郡保内町宮内10番耕地2番5から 同町宮内10番耕地2番6まで	旧	30.5~47.0	0.046	
			新	34.0~53.0	0.046	

## ○愛媛県告示第 683 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	西宇和郡保内町宮内10番耕地28番4	平成17年 3月25日
"	"	西宇和郡保内町宮内10番耕地2番5から 同町宮内10番耕地2番6まで	"



## ○愛媛県告示第 684 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	八幡浜保内線	西宇和郡保内町川之石11番耕地133番 1 地先から 同町川之石11番耕地132番 1 地先まで	旧	メートル 9.0~23.3	キロメートル 0.063	
			新	16.8~38.5	0.063	
"	"	西宇和郡保内町川之石11番耕地284番 4 から 同町川之石11番耕地282番 4 まで	旧	5.3~10.0	0.056	
			新	10.0~47.3	0.056	

## ○愛媛県告示第 685 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八幡浜保内線	西宇和郡保内町川之石11番耕地133番 1 地先から 同町川之石11番耕地132番 1 地先まで	平成17年 3月25日
"	"	西宇和郡保内町川之石11番耕地284番 4 から 同町川之石11番耕地282番 4 まで	"

## ○愛媛県告示第 686 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宿毛津島線	北宇和郡津島町大字御内2541番 2 から 同大字2539番 2 まで	旧	メートル 4.8~ 8.8	キロメートル 0.184	
			新	12.0~36.2	0.186	
"	御内下畑地線	北宇和郡津島町大字畑地字二ヶ谷庚74番 2 から 同大字字ヒロセ乙253番まで	旧	4.8~ 6.4	0.070	
			新	6.2~17.8	0.070	

## ○愛媛県告示第 687 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宿毛津島線	北宇和郡津島町大字御内2541番2から 同大字2539番2まで	平成17年3月25日
"	御内下畑地線	北宇和郡津島町大字畑地字二ヶ谷庚74番2から 同大字字ヒロセ乙253番まで	"

## ○愛媛県告示第688号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	喜路能登線	宇和島市日振島803番から 同市日振島759番2まで	旧	メートル 16.0～26.6	キロメートル 0.154	
			新	20.0～33.0	0.154	

## ○愛媛県告示第689号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	喜路能登線	宇和島市日振島803番から 同市日振島759番2まで	平成17年3月25日

## ○愛媛県告示第690号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	九島循環線	宇和島市本九島字鯖網代2393番5から 同市本九島字押舞鼻2390番4まで	旧	メートル 4.9～28.8	キロメートル 0.120	
			新	11.0～31.4	0.120	

## ○愛媛県告示第691号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	九島循環線	宇和島市本九島字鯖網代2393番 5 から 同市本九島字押舞鼻2390番 4 まで	平成17年 3月25日

## ○愛媛県告示第 692 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	舟間伊予吉田停車場線	北宇和郡吉田町大字南君字牛川3049番 9 から 同字3049番10まで	旧	メートル 5.2 ~ 5.4	キロメートル 0.023	
			新	10.4 ~ 10.8	0.023	

## ○愛媛県告示第 693 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	舟間伊予吉田停車場線	北宇和郡吉田町大字南君字牛川3049番 9 から 同字3049番10まで	平成17年 3月25日

## ○愛媛県告示第 694 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都11番 2	旧	メートル 4.6 ~ 6.0	キロメートル 0.037	
			新	8.4 ~ 16.0	0.037	

## ○愛媛県告示第 695 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都11番 2	平成17年 3月25日

○愛媛県告示第 696 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。  
平成17年 3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町緑甲1821番 2 から 同町緑甲1779番 2 まで	平成17年 3月25日
"	"	南宇和郡愛南町緑甲1713番地先から 同町緑甲1668番 2 地先まで	"

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第 2 号

愛媛県武道館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年 3月25日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県武道館管理規則の一部を改正する規則

愛媛県武道館管理規則（平成15年愛媛県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第11条中「県営体育施設使用料条例」を「愛媛県武道館使用料条例」に、「第 3 条」を「第 2 条」に改める。

第12条中「第 6 条第 2 号」を「第 5 条第 2 号」に改める。

第13条第 1 項中「第 6 条ただし書」を「第 5 条ただし書」

に改め、同項第 1 号中「第 6 条第 1 号」を「第 5 条第 1 号」に改め、同項第 2 号中「第 6 条第 2 号」を「第 5 条第 2 号」に改める。

別表第 1 3 の表15歳以上の者（中学校、高等学校及び中等教育学校の生徒その他これらに類する者を除く。）の部トレーニング施設の項使用料の欄中「 200円」を「 300円」に改める。

附 則

1 この規則は、平成17年 4月 1 日から施行する。

2 改正後の愛媛県武道館管理規則別表第 1 3 の表の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。回数券を利用する場合に係る使用も、同様とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第29号

平成16年 7月11日執行の参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成17年 3月25日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成16年 7月11日執行  
参議院選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）  
39,509,500円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	斉 藤 政 光	所属党派	民 主 党	期 間 平成16年 4月28日から 平成16年 7月26日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	遠 富 康 文				

収 入			支 出	
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）	人件費	5,470,880円
民主党愛媛県参議院選挙区第 1 総支部		21,500,000円	家屋費	1,273,525
徳 田 トミエ	会 社 員	170,000	選挙事務所費	1,273,525
			通信費	320,687

山本弓子	会社員	170,000	交通費	1,009,432
菅美知子	会社員	170,000	印刷費	8,120,291
伊藤三千代	会社員	170,000	広告費	5,676,395
藤原弓子	会社員	170,000	文具費	564,022
中村進	会社員	170,000	食糧費	741,694
奥村公子	会社員	170,000	休泊費	1,003,951
玉井美子	会社員	170,000	雑費	818,272
谷口健一	会社員	170,000		
都築旦	会社員	170,000		
広浜宏	会社員	170,000		
都築かね子	会社員	170,000		
福島康平	会社員	170,000		
福島秀吉	会社員	170,000		
浜岡哲雄	会社員	170,000		
高橋美佐	会社員	170,000		
藤田郷実	会社員	170,000		
大西幸子	会社員	170,000		
本岡昭	会社員	170,000		
本岡万里子	会社員	170,000		
石川愛恵	会社員	170,000		
その他の寄附	1件	20,000		
その他の収入		1,000,000		
今回計		26,090,000	今回計	24,999,149
総計		26,090,000	総計	24,999,149

報告書受理年月日

平成16年7月26日

第1回報告分

候補者氏名	坂根正洋	所属党派	日本共産党	期 間 平成16年6月15日から 平成16年7月22日まで
出納責任者氏名	関藤就作			

## 収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
日本共産党愛媛県委員会		2,900,000円
日本共産党東予地区委員会		90,000

今回計 2,990,000  
 総計 2,990,000

## 支出

家屋費	533,470円
選挙事務所費	533,470
通信費	37,295
交通費	21,260
印刷費	1,203,775
広告費	638,670
文具費	18,900
食糧費	61,428
休泊費	77,794
雑費	34,010

今回計 2,626,602  
 総計 2,626,602

報告書受理年月日

平成16年7月23日

第1回報告分

候補者氏名	山本順三	所属党派	自由民主党	期 間 平成16年1月15日から 平成16年7月26日まで	第1回分
出納責任者氏名	柴田泰彦				

収 入			支 出	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
自由民主党		5,000,000円	人件費	4,064,200円
自由民主党愛媛県参議院選挙区第三支部		10,000,000	家屋費	942,678
桧垣俊幸	会社役員	170,000	選挙事務所費	834,528
柳生寛智	会社員	170,000	集会会場費	108,150
山崎勝弘	会社員	70,000	通信費	4,760
鶴岡克樹	会社員	100,000	交通費	728,279
			印刷費	2,494,100
			広告費	2,721,725
			文具費	255,323
			食糧費	808,179
			休泊費	857,504
			雑費	758,695
その他の寄附	1件	20,000		
その他の収入		2,000,000		
今 回 計		17,530,000	今 回 計	13,635,443
総 計		17,530,000	総 計	13,635,443

報告書受理年月日	平成16年7月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

### ○愛媛県選挙管理委員会告示第30号

平成16年7月11日執行の参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成17年3月25日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

#### 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成16年7月11日執行  
参議院選挙区選出議員選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）  
39,509,500円
- 報告書の要旨

候補者氏名	山本順三	所属党派	自由民主党	期 間 平成16年7月27日から 平成16年8月21日まで	第2回分
出納責任者氏名	柴田泰彦				

収 入			支 出	
			通信費	160,684円
			雑費	92,696
今 回 計		0円	今 回 計	253,380
前 回 計		17,530,000	前 回 計	13,635,443
総 計		17,530,000	総 計	13,888,823

報告書受理年月日	平成16年8月25日	第2回報告分
----------	------------	--------

## ◇愛媛県報の購読申込み受付について◇

平成17年度に愛媛県報の購読を希望される方は、別記様式により、

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県総務部管理局私学文書課 』

あてにお申込みください。

なお、別記様式は、愛媛県庁ホームページの「申請書等電子配布サービス」からもダウンロード出来ます。

購読料は、1部につき1箇月1,750円、1箇年21,000円（送料含む。）です。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

別記様式

愛 媛 県 報 購 読 申 込 書

年 月 日

愛媛県知事 加 戸 守 行 殿

住 所

電話番号

氏 名

印

愛媛県報を購読したく、次のとおり申し込みます。

購 読 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 分 月
部 数	部	
購 読 料	¥	